

# 監 査 報 告 書

平 成 20 年 2 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第3号  
平成20年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

兵 庫 県 監 査 委 員

印

北 川 泰 寿 (印)

天 宅 陸 行 (印)

久 保 敏 彦 (印)

小 田 毅 (印)

### 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、平成19年12月21日から20年2月7日までの間  
に実施した地方機関及び財政的援助団体等の監査の結果を別添のとおり提出します。

- 目 次 -

第1	監査報告の概要	-----	1
1	監査の実施方針	-----	3
2	監査の実施状況	-----	3
3	監査結果の総括	-----	5
第2	地方機関等の監査結果	-----	7
	企画管理部関係	-----	9
	健康生活部関係	-----	15
	産業労働部関係	-----	15
	農林水産部関係	-----	15
	県土整備部関係	-----	16
	教育委員会関係	-----	16
	公安委員会関係	-----	19
第3	財政的援助団体等の監査結果	-----	21

## 第 1 監査報告の概要



## 1 監査の実施方針

### (1) 定期監査

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、重点監査項目に留意し監査を実施した。

### (2) 財政的援助団体等監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助等に係る出納及び出納に関連する事務の執行が適正に行われているかを主眼として、監査を実施した。

## 2 監査の実施状況

### (1) 監査対象

#### ア 定期監査

監査の対象とした74地方機関等の名称及び監査の実施期間等は、次表のとおりである。

実施機関名	監査実施期間	監査結果
企画管理部 中播磨県民局	平成20年 2月 5日、 2月 6日	9頁
但馬県民局	平成20年 1月24日、 1月25日	11頁
淡路県民局	平成20年 1月31日、 2月 1日	13頁
東京事務所	平成20年 1月29日	14頁
健康生活部 姫路こども家庭センター	平成20年 2月 6日	15頁
豊岡こども家庭センター	平成20年 1月25日	15頁
県立こどもの館	平成20年 1月21日	15頁
産業労働部 県立但馬技術高等学校	平成19年12月25日	15頁
県立姫路高等技術専門学院	平成20年 2月 7日	15頁
農林水産部 姫路家畜保健衛生所	平成20年 1月21日	15頁
和田山家畜保健衛生所	平成19年12月25日	15頁
洲本家畜保健衛生所	平成20年 1月15日	15頁
但馬高原林道建設事務所	平成19年12月25日	15頁
県土整備部 県立淡路景観園芸学校	平成20年 1月15日	16頁
教育委員会 中播磨教育事務所 外 6機関 姫路別所高等学校 外40校	平成19年12月26日、 20年1月15日、 1月21日、1月25日、1月28日、2月1日、 2月4日、2月6日、2月7日	16頁 ~ 18頁
公安委員会 姫路警察署 外11署	平成19年12月25日、 12月26日、 20年 1月15日、1月28日、2月4日、2月7日	19頁

#### イ 財政的援助団体等監査

監査の対象とした5団体の名称及び監査の実施期間等は、次表のとおりである。

実施団体名	監査実施期間	監査結果
財団法人 兵庫県青少年本部	平成19年12月21日	23頁
財団法人 ひょうご科学技術協会	平成20年 2月 6日	25頁
財団法人 兵庫県国際交流協会	平成19年12月21日	27頁
財団法人 兵庫県下水道公社	平成19年12月21日	29頁
財団法人 淡路花博記念事業協会	平成20年 2月 1日	30頁

(2) 指摘状況

ア 定期監査

地方機関等ごとの指摘項目数は、次表のとおりである。

機 関 名	収 入	支 出	財 産	工事事務	契約事務	その他	合 計
中播磨県民局	3	2	2				7
但馬県民局	2	2	2				6
淡路県民局	5	1	1	1			8
姫路こども家庭センター	1						1
県立こどもの館					1		1
県立但馬技術大学校						1	1
県立姫路高等技術専門学院					1		1
中播磨教育事務所	1						1
但馬教育事務所	1						1
淡路教育事務所	1						1
県立歴史博物館		1					1
姫路別所高等学校	1						1
飾磨工業高等学校	1						1
家島高等学校	1						1
夢前高等学校	1						1
洲本高等学校	1						1
姫路警察署			1				1
合 計 (17機関)	19	6	6	1	2	1	35

(注) 1 収入、支出誤りとして指摘した金額(収入未済額を除く。)は、28,831千円である。

2 前回にも指摘を受けている機関(12機関)に 印を付記した。

イ 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等ごとの指摘項目数は、次表のとおりである。

団 体 名	支 出	経理処理	その他	合 計
財団法人 兵庫県青少年本部			1	1
財団法人 兵庫県下水道公社		2		2
財団法人 淡路花博記念事業協会	1	1		2
合 計 (3団体)	1	3	1	5

(注) 支出誤りとして指摘した金額は、609千円である。

### 3 監査結果の総括

今回の監査の結果、地方機関等(財政的援助団体等を除く。)に対する指摘は17機関、35項目となっている。

これらの中には、過去の監査報告の中でも指摘しその再発防止を求めたものと同様の事例も含まれている。

このため、指摘を受けた地方機関等においては徹底的な原因分析とそれに対する実効性のある対応策を講じるとともに、全庁的にチェック体制が有効に機能しているか定期的な点検を行い、今後、同様の事務処理誤りが生じることのないよう取り組まれない。

#### (1) 主な指摘事項について

「第2 地方機関等の監査結果」に記載している指摘事項の主な内容は、次のとおりである。

##### ア 工事請負費(部分払金)の支出誤りについて〔10頁、12頁、14頁〕

(ア) 県が工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合、この指定部分の引渡しを受けるときに支払うべき工事請負代金は、指定部分の請負代金から、既に支払っている前払金のうち指定部分に係る金額を控除して算定するが、この控除すべき金額を誤ったため、中播磨県民局及び淡路県民局で工事請負費(部分払金)が、2件、19,300,919円過少支出となっていた。

(イ) 工事請負費の支払いにおいて、当初の工事請負契約書で部分払の条項を削除していたが、その後の変更により部分払の必要が生じたため、変更契約書に部分払の条項を加えて部分払を行うべきところ、削除したままで部分払を行っているものが、但馬県民局で、1件、8,652,700円あった。

##### イ 契約事務について〔15頁〕

契約事務の適正さを確保するため、随意契約を行う場合は、少額なもの等を除き随意契約によることの妥当性に関して随意契約審査会の審査を受けるよう定められているが、この審査を受けずに随意契約を行っているものが、県立姫路高等技術専門学院で、4件あった。

##### ウ 個人事業税の課税漏れについて〔12頁〕

建物貸付面積が600平方メートル以上かつ賃貸料収入額が1,000万円以上の不動産貸付を行う個人に対しては、個人事業税を課税することとなっているが、賃貸料収入額の算定範囲を誤り、本来は1,000万円以上となる当該収入額を1,000万円未満と算定したため、但馬県民局で個人事業税が、1件、699,500円課税漏れとなっていた。

(2) 留意・改善を求める事項について

財務に関する事務の執行等に関連して、特に留意・改善を求める事項は、次のとおりである。

ア 公用車の効率的な活用について

県民局には多数の公用車が配置されているが、これらのうち、特殊な用途に使用される自動車以外で、稼働日数の低調なものが見受けられた。

緊急時の対応のためにある程度余裕のある稼働状況を確認する必要はあるものの、公用車の稼働状況を的確に把握しそれに応じた配置や相互利用の促進などにより公用車の効率的な活用に努められたい。

イ 自動車事故の防止について

今回の監査において、自損事故で公用車を損傷しているものが、3県民局で9件(中播磨県民局2件、但馬県民局3件、淡路県民局4件)あり、その原因は入庫時の接触など運転者の不注意によるものが多く見受けられた。

このため、公用車を運転する職員は、細心の注意をもって運転に当たられたい。

また、各所属においては、交通安全研修だけでなく、管理監督職が職員に対して、地域の事情や業務の特性、職員の健康状態等も踏まえたよりきめ細やかな指導を日頃より継続して行い、自動車事故の防止に努められたい。

ウ 県関係団体における内部統制の確立について

今回の監査において、県が出えんしている団体で、当該団体の会計規程等に反した事務処理(24頁 財団法人 兵庫県青少年本部 参照)や支出する相手先を誤るなどの基本的な事務処理誤り(31頁 財団法人 淡路花博記念事業協会 参照)が見受けられた。

これらの事例は、チェック体制など内部統制が有効に機能していないとも考えられることから、これら団体においては内部統制を早期に確立させるとともに、県においても関係団体の内部統制が確立され、それが有効に機能するよう適切な指導を行われたい。

## 第 2 地方機関等の監査結果



## 企画管理部関係

中播磨県民局

### 企画調整部

1 経理事務について（総務担当）

通勤手当等が、2件、16,700円過大支給となっていた。

前年度に引き続き給与関係の支給誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

2 物品の損傷について（総務担当）

平成19年8月24日に追突事故により、公用車1台を損傷していた。

事故防止に配慮するとともに、物品の管理に留意されたい。

### 県 税 部

1 県税の調定及び徴収状況について（姫路県税事務所）

平成19年度(10月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調 定 額	徴 収 額	不納欠損額	徴収未済額	徴 収 割 合	前年度 同期の 同割合
税目		円	円	円	円	%	%
県 民 税	個 人	19,265,577,501	7,785,821,108	68,484,590	11,411,271,803	40.4	43.2
	法 人	2,594,445,251	2,551,840,346	606,202	41,998,703	98.4	97.9
	利 子 割	332,118,359	332,301,094	0	182,735	100.0	100.0
事 業 税	個 人	910,875,530	437,114,537	5,300,013	468,460,980	48.0	44.6
	法 人	13,132,392,274	12,934,267,135	1,504,700	196,620,439	98.5	98.2
不動産取得税		1,353,816,985	1,050,629,319	23,641,072	(45,161,780) 279,546,594	77.6	78.9
県たばこ税		0	0	0	0	-	58.0
ゴルフ場利用税		137,295,830	121,362,250	0	15,933,580	88.4	88.2
自動車税		9,181,306,184	8,310,718,568	40,964,404	829,623,212	90.5	89.8
鉱 区 税		227,800	227,800	0	0	100.0	100.0
自動車取得税		2,628,812,500	2,629,361,800	0	549,300	100.0	100.0
軽油引取税		1,397,646,614	1,276,230,964	0	(108,211,283) 121,415,650	91.3	89.9
狩 獵 税		7,436,700	7,436,700	0	0	100.0	100.0
旧法による税		833,012	0	0	833,012	0	0.2
合 計		50,942,784,540	37,437,311,621	140,500,981	(153,373,063) 13,364,971,938	73.5	80.5

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を( )内書きした。

2 料理飲食等消費税及び特別地方消費税を旧法による税として一括記載した。

徴収割合は、73.5%となっており、前年度同期と比較して7.0ポイント低下している。

2 収税事務について（姫路県税事務所）

平成19年度(10月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は減少しているものの、その人数は23人、総額は310,112,686円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

県民生活部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

地域振興部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

県土整備部

1 収入の促進について（姫路土木事務所、姫路港管理事務所）

平成19年度(10月末現在)における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は138件、総額は34,484,816円で、うち滞納繰越分は、94件、26,859,899円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

2 経理事務について（姫路土木事務所）

工事請負費(部分払金)が、1件、13,990,842円過少支出となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

3 占・使用許可事務について（姫路土木事務所、姫路港管理事務所）

(1) 平成19年3月までに許可期間が満了した港湾施設使用等のうち、19年10月末現在許可更新手続未了のものが9件ある。

早期に措置されたい。

(2) 港湾施設使用料等が、2件、41,650円過大徴収となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

但馬県民局

企画調整部

物品の損傷について（総務担当）

平成19年1月25日に衝突事故により、公用車1台を損傷していた。

事故防止に配慮するとともに、物品の管理に留意されたい。

県 税 部

1 県税の調定及び徴収状況について（豊岡県税事務所、和田山県税事務所）

平成19年度(9月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調 定 額	徴 収 額	不納欠損額	徴収未済額	徴 収 割 合	前年度 同期の 同割合
税目		円	円	円	円	%	%
県 民 税	個 人	4,649,769,653	1,422,346,200	8,541,557	3,218,881,896	30.6	32.8
	法 人	322,177,763	315,305,148	103,574	6,769,041	97.9	98.1
	利 子 割	41,317,990	41,318,020	0	30	100.0	100.0
事 業 税	個 人	191,112,622	89,985,200	18,762	101,108,660	47.1	48.4
	法 人	1,393,658,278	1,383,264,800	0	10,393,478	99.3	99.5
不動産取得税		248,231,667	217,094,399	1,815,445	(1,656,500) 29,321,823	87.5	87.4
県たばこ税		0	0	0	0	-	57.8
ゴルフ場利用税		40,829,600	40,829,600	0	0	100.0	100.0
自動車税		2,378,025,526	2,215,284,940	1,426,821	(106,400) 161,313,765	93.2	93.1
鉱 区 税		2,523,900	2,507,500	0	16,400	99.4	99.4
軽油引取税		419,723,431	369,493,147	0	(50,229,000) 50,230,284	88.0	86.9
旧法による税		1,652,702	0	0	1,652,702	0	0
合 計		9,689,023,132	6,097,428,954	11,906,159	(51,991,900) 3,579,688,019	62.9	72.5

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分等を( )内書きした。

2 特別地方消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、62.9%となっており、前年度同期と比較して9.6ポイント低下している。

2 収税事務について（豊岡県税事務所、和田山県税事務所）

平成19年度(9月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも増加しており、その人数は3人、総額は11,863,200円である。収入の促進になお一層努められたい。

- 3 課税事務について（和田山県税事務所）  
個人事業税が、1件、699,500円課税漏れとなっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

県民生活部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

但馬長寿の郷

事務処理は、おおむね適正と認められた。

地域振興部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

県土整備部

- 1 経理事務について（豊岡土木事務所、八鹿土木事務所）
- (1) 工事請負契約書の部分払条項を削除したままで部分払を行っているものが、1件、8,652,700円あった。
  - (2) 緊急小規模工事において、工事請負費が、1件、27,300円過少支出となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。
- 2 占・使用許可事務について（豊岡土木事務所）  
平成19年3月に許可期間が満了した河川占用のうち、19年9月末現在許可更新手続未了のものが1件ある。  
早期に措置されたい。

淡路県民局

企画調整部

経理事務について（総務担当）

（目）弁償金で収入すべき交通事故示談金、1件、300,515円が、（目）雑入で収入されていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

県 税 部

1 県税の調定及び徴収状況について（洲本県税事務所）

平成19年度(10月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の同割合
税目		円	円	円	円	%	%
県民税	個人	3,812,632,143	1,744,239,683	10,649,165	2,057,743,295	45.7	48.3
	法人	283,523,308	281,477,570	20,000	2,025,738	99.3	98.6
	利子割	56,759,349	56,759,349	0	0	100.0	100.0
事業税	個人	155,414,358	77,239,200	0	78,175,158	49.7	49.5
	法人	1,189,027,176	1,199,444,100	0	10,416,924	100.0	100.0
不動産取得税		409,114,577	306,115,476	692,940	(45,658,540) 102,306,161	74.8	79.1
県たばこ税		0	0	0	0	-	64.9
ゴルフ場利用税		46,940,700	36,638,610	0	10,302,090	78.1	90.7
自動車税		1,754,465,905	1,655,242,817	2,415,929	96,807,159	94.3	94.3
鉱区税		36,600	10,000	0	26,600	27.3	100.0
軽油引取税		365,839,240	347,072,240	0	(18,767,000) 18,767,000	94.9	92.6
狩猟税		4,295,000	4,295,000	0	0	100.0	100.0
旧法による税		283,734	16,855	0	266,879	5.9	0
合計		8,078,332,090	5,708,550,900	13,778,034	(64,425,540) 2,356,003,156	70.7	76.9

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を( )内書きした。

2 特別地方消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、70.7%となっており、前年度同期と比較して6.2ポイント低下している。

2 収税事務について（洲本県税事務所）

平成19年度(10月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも増加しており、その人数は6人、総額は41,509,790円である。  
収入の促進になお一層努められたい。

## 県民生活部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

## 地域振興部

### 管理事務について（洲本土改良事務所）

平成19年10月末現在、当所が管理する土地改良財産のうち水路の延長が、73.5㍍過大(過大268.7㍍、過少195.2㍍)となり、これに基づく管理委託契約の水路延長も過大となっていた。

早期に処理するとともに、適正な事務処理に努められたい。

## 県土整備部

### 1 収入の促進について（洲本土木事務所）

平成19年度(10月末現在)における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は113件、総額は16,174,620円で、うち滞納繰越分は、94件、14,527,430円である。

収入の促進になお一層努められたい。

### 2 経理事務について（洲本土木事務所）

(1) 工事請負費(部分払金)が、1件、5,310,077円過少支出となっていた。

(2) (款)使用料及び手数料で収入すべき道路占用料、30件、274,700円が、(款)諸収入で収入されていた。

事務処理に当たり注意されたい。

このうち工事請負費の支出誤りは、前年度に引き続く事務処理誤りである。

### 3 占・使用許可事務について（洲本土木事務所）

公園施設使用料等が、3件、48,620円過大徴収、2件、22,790円過少調定となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

### 4 工事関係事務について（洲本土木事務所）

海岸侵食対策事業の設計が、1件、1,546,650円過大設計となっていた。

設計に当たり注意されたい。

## 東京事務所

事務処理は、おおむね適正と認められた。

## 健康生活部関係

### 姫路こども家庭センター

#### 収入の促進について

平成19年度(10月末現在)における障害児福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は404件、総額は7,053,617円で、うち滞納繰越分は、317件、6,065,334円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

### 県立こどもの館

#### 契約事務について

冷温水発生機運転管理及び照明機器保守管理業務委託に係る契約で、契約保証金の不足している契約が、1件(不足額12,575円)あった。

適正に契約事務を執行されたい。

### 豊岡こども家庭センター

事務処理は、おおむね適正と認められた。

## 産業労働部関係

### 県立但馬技術高等学校

#### 職業訓練生の充足について

平成19年度の建築工学科における職業訓練生の定員に対する入校率が46.7%と著しく低調である。

定員の充足に配慮されたい。

### 県立姫路高等技術専門学院

#### 契約事務について

随意契約審査会の審査を必要とする委託契約について、同審査会の審査を受けずに随意契約を行っているものが、4件あった。

適正に契約事務を執行されたい。

## 農林水産部関係

### 姫路家畜保健衛生所

### 和田山家畜保健衛生所

### 洲本家畜保健衛生所

### 但馬高原林道建設事務所

事務処理は、おおむね適正と認められた。

## 県土整備部関係

### 県立淡路景観園芸学校

事務処理は、おおむね適正と認められた。

## 教育委員会関係

### 中播磨教育事務所

#### 収入の促進について

平成19年度(10月末現在)における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は2,803件、総額は224,155,330円で、うち滞納繰越分は、2,612件、206,557,710円である。

収入の促進になお一層努められたい。

### 但馬教育事務所

#### 収入の促進について

平成19年度(9月末現在)における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は615件、総額は39,304,320円で、うち滞納繰越分は、596件、38,006,340円である。

収入の促進になお一層努められたい。

### 淡路教育事務所

#### 収入の促進について

平成19年度(10月末現在)における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は197件、総額は13,346,100円で、うち滞納繰越分は、180件、11,894,440円である。

収入の促進になお一層努められたい。

### 県立歴史博物館

#### 経理事務について

勤労手当が、1件、20,433円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

県立南但馬自然学校

県立但馬やまびこの郷

県立コウノトリの郷公園

事務処理は、おおむね適正と認められた。

姫路別所高等学校

授業料の徴収状況について

平成19年度(10月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、21件、194,100円である。

納期内納付の促進に努められたい。

飾磨工業高等学校

授業料の徴収状況について

平成19年度(10月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、85.1%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、10件、87,300円、定時制高校授業料の収入未済額は、64件、176,300円である。

納期内納付の促進に努められたい。

家島高等学校

授業料の徴収状況について

平成19年度(10月末現在)における全日制高校授業料の納期内納付率は、89.2%で低率である。

納期内納付の促進に努められたい。

夢前高等学校

授業料の徴収状況について

平成19年度(10月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、19件、184,800円である。

納期内納付の促進に努められたい。

洲本高等学校

授業料の徴収状況について

平成19年度(10月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、83.4%で低率である。

納期内納付の促進に努められたい。

姫路東高等学校  
姫路北高等学校  
姫路西高等学校  
姫路飾西高等学校  
姫路南高等学校  
網干高等学校  
姫路工業高等学校  
姫路商業高等学校  
香寺高等学校  
福崎高等学校  
神崎高等学校  
豊岡高等学校  
豊岡総合高等学校  
日高高等学校  
出石高等学校  
浜坂高等学校  
香住高等学校  
村岡高等学校  
八鹿高等学校  
但馬農業高等学校  
和田山高等学校  
生野高等学校  
洲本実業高等学校  
津名高等学校  
淡路高等学校  
三原高等学校  
淡路三原高等学校  
志知高等学校  
淡路視覚特別支援学校  
姫路聴覚特別支援学校  
豊岡聴覚特別支援学校  
淡路聴覚特別支援学校  
姫路特別支援学校  
出石特別支援学校  
和田山特別支援学校  
淡路特別支援学校

事務処理は、おおむね適正と認められた。

## 公安委員会関係

姫路警察署

物品の損傷について

平成19年7月19日に衝突事故により、公用車1台を損傷していた。

事故防止に配慮するとともに、物品の管理に留意されたい。

飾磨警察署

網干警察署

福崎警察署

朝来警察署

養父警察署

豊岡南警察署

豊岡北警察署

美方警察署

洲本警察署

淡路警察署

南あわじ警察署

事務処理は、おおむね適正と認められた。



### 第 3 財政的援助団体等の監査結果

財政的援助団体等の財務諸表の用語、区分等表示については、各団体の使用しているものに準拠して記載した。



財団法人 兵庫県青少年本部

1 監査の対象

青少年問題の持つ重要性にかんがみ、広く県民の総意の下に青少年健全育成活動を推進し、明日の兵庫を担う心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的とするこの法人に対し、基本財産55,400,000円のうち42,000,000円を県が出えんし、平成18年度において次のとおり財政的援助等を行っているので、この法人の出納その他の事務について監査を実施した。

区 分	内 容	
補 助 金	財団法人兵庫県青少年本部補助事業等	165,319,250円
公の施設の管理	県立母と子の島等指定管理料	395,851,693円

(注) 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、公の施設の指定管理者である当法人が施設の利用に係る料金を収入として収受し、管理経費に充当している。

2 監査の結果

(1) 平成18年度決算

収支計算書

支 出 の 部		収 入 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
事 業 費	669,497,550円	基本財産運用収入	504,299円
管 理 費	64,083,000	特定資産運用収入	406,098
特定預金支出	713,637	会 費 収 入	9,609,062
		事 業 収 入	106,967,227
		補 助 金 等 収 入	616,707,973
		雑 収 入	100,045
当期支出合計	734,294,187	当期収入合計	734,294,704
当期収支差額	517	前期繰越収支差額	13,194,876
次期繰越収支差額	13,195,393	収 入 合 計	747,489,580

(注) 1 事業収入に県の公の施設の利用料金43,986,490円を含む。

2 補助金等収入に県補助金165,319,250円及び県の公の施設の指定管理料395,851,693円を含む。

正味財産増減計算書

減 少 原 因 の 部		増 加 原 因 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
事 業 費	668,502,596円	基本財産運用	506,962円
管 理 費	81,049,443	特定資産運用	423,498
		受 取 会 費	9,609,062
		事 業 収 益	106,967,227
		受 取 補 助 金 等	616,707,973
		雑 収 益	430,795
合 計	749,552,039	合 計	734,645,517
当期正味財産減少額	14,906,522		
前期繰越正味財産額	70,271,003		
期末正味財産合計額	55,364,481		

貸借対照表

資 産 の 部		負 債 及 び 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	112,572,192円	流 動 負 債	99,099,234円
固 定 資 産	119,396,465	固 定 負 債	77,504,942
		正 味 財 産	55,364,481
		(うち基本金)	(55,400,000)
		(うち当期正味財産減少額)	(14,906,522)
合 計	231,968,657	合 計	231,968,657

(注) 固定資産から控除した減価償却累計額7,422,030円

(2) 意 見

内部統制について

ア 会計規程に反して、収入金を現金で相当期間保有するとともに、その現金を直接経費の支払資金に充てていた。

イ 会計規程実施細則に規定されている現金出納簿を作成していない施設があった。

ウ 施設長が、決裁規程に定める専決事項の範囲を超えて、契約締結にかかる専決を行っていた。

エ 補助金交付事務において、補助金交付決定内容変更承認申請書の提出を受けているのに、変更承認手続を行っていなかった。

オ 県へ提出した補助事業実績報告書に記載されている各科目の支出額と、総勘定元帳の金額が相違していた。

チェックシステムの確立、規程等の周知とそれらを遵守する意識の徹底により、内部統制を確立されたい。

1 監査の対象

兵庫県における創造的な科学技術の振興を総合的に推進するとともに、西播磨テクノポリス地域高度技術産業集積活性化計画で定められた地域を中心に高度技術に立脚した工業開発を促進し、もって魅力ある地域社会の建設及び国際社会の発展に寄与することを目的とするこの協会に対し、基本財産4,200,000,000円のうち4,000,000,000円を県が出えんし、平成18年度において次のとおり財政的援助等を行っているので、この協会の出納その他の事務について監査を実施した。

区 分	内 容	金額
補 助 金	兵庫県COEプログラム推進事業等	3,835,000円
公の施設の管理	兵庫県立先端科学技術支援センター指定管理料	229,781,000円

(注) 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、公の施設の指定管理者である当協会が施設の利用に係る料金を収入として收受し、管理経費に充当している。

2 監査の結果

(1) 平成18年度決算

正味財産増減計算書

区 分	科 目	金 額
一般正味財産 増減の部	経 常 収 益	1,140,194,884円
	経 常 費 用	1,161,603,960
	当期経常増減額 ( - )	21,409,076
	当期一般正味財産増減額 ( )	21,409,076
	一般正味財産期首残高	245,514,074
	一般正味財産期末残高 ( + )	224,104,998
指定正味財産 増減の部	指定正味財産期首残高	5,300,000,000
	指定正味財産期末残高 ( )	5,300,000,000
正味財産期末残高 +		5,524,104,998

(注) 経常収益に県補助金3,835,000円、県の公の施設の指定管理料229,781,000円及び利用料金46,399,110円を含む。

貸借対照表

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	408,295,543円	流 動 負 債	220,458,604円
固 定 資 産	5,349,013,557	固 定 負 債	12,745,498
		指 定 正 味 財 産	5,300,000,000
		一 般 正 味 財 産	224,104,998
		(うち当期一般正味財産増減額)	( 21,409,076)
合 計	5,757,309,100	合 計	5,757,309,100

(注)1 正味財産増減計算書及び貸借対照表とも一般会計、債務保証事業特別会計、技術振興事業特別会計、地域産業活性化事業特別会計、兵庫県立先端科学技術支援センター-管理運営事業特別会計、放射光研究支援事業特別会計及び地域結集型共同研究事業特別会計を合算したものである。

2 固定資産から控除した減価償却累計額 94,579,612円

(2) 意 見

出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

1 監査の対象

兵庫県の国際化と県民の国際交流活動を促進し、諸外国との相互理解と協力関係を深め、もってこころ豊かな地域社会づくりと国際社会の発展に寄与することを目的とするこの協会に対し、基本財産500,000,000円を県が出えんし、平成18年度において次のとおり財政的援助等を行っているので、この協会の出納その他の事務について監査を実施した。

区 分		内 容	
補 助 金		兵庫県国際交流協会事業等	153,396,389円
負 担 金		国際会議・海外企業等誘致事業	34,278,000円
貸 付 金	長 期	ひょうご国際プラザ施設設置資金	155,384,688円 (決算時残高)
公の施設の管理		淡路夢舞台国際会議場指定管理料	227,788,000円

(注) 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、公の施設の指定管理者である当協会が施設の利用に係る料金を収入として收受し、管理経費に充当している。

2 監査の結果

(1) 平成18年度決算

正味財産増減計算書

区 分	科 目	金 額
一 般 正 味 財 産 増 減 の 部	経 常 収 益	1,439,161,963円
	経 常 費 用	1,502,849,151
	当 期 経 常 増 減 額 ( - )	63,687,188
	経 常 外 収 益	4,252,639,351
	経 常 外 費 用	4,100,351,312
	当 期 経 常 外 増 減 額 ( - )	152,288,039
	当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額 ( + )	88,600,851
	一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	323,294,657
	一 般 正 味 財 産 期 末 残 高 ( + )	411,895,508
指 定 正 味 財 産 増 減 の 部	当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	4,236,555,989
	指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	5,238,323,824
	指 定 正 味 財 産 期 末 残 高 ( + )	1,001,767,835
正 味 財 産 期 末 残 高 +		1,413,663,343

(注) 経常収益に県補助金153,396,389円、県負担金34,278,000円、県の公の施設の指定管理料227,788,000円及び利用料金77,117,743円を含む。

貸借対照表

資 産 の 部		負 債 及 び 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	183,991,378円	流 動 負 債	136,422,787円
固 定 資 産	1,535,085,865	固 定 負 債	168,991,113
		指 定 正 味 財 産	1,001,767,835
		(うち当期指定正味財産増減額)	( 4,236,555,989)
		一 般 正 味 財 産	411,895,508
		(うち当期一般正味財産増減額)	(88,600,851)
合 計	1,719,077,243	合 計	1,719,077,243

(注) 1 正味財産増減計算書及び貸借対照表とも一般会計及び国際会議場会計を合算したものである。

2 固定資産から控除した減価償却累計額 5,799,877円

3 外貨建取引については、取引発生時の為替相場による円換算額で計上し、外貨建資産は決算時の為替相場による円換算額で計上している。

なお、一般正味財産に分類される外貨建資産の換算差額は、一般正味財産増減の部の雑収益の為替差益に208,025円を計上し、指定正味財産に分類される外貨建資産の換算差額は、指定正味財産増減の部の特定資産評価益に2,519,504円計上している。

また、貸借対照表の流動資産には、533,509円(外貨小口現金：35,261.7香港ドル)、6,049,543円(外貨預金：13,311.9米ドル、24,495.3ユーロ、41,125.35香港ドル)及び7,538,811円(外貨建有価証券：63,839.54米ドル)を計上し、固定資産には、487,751,262円(外貨建有価証券：4,130,335.02米ドル)、3,139,062円(外貨建敷金：8,460ユーロ、119,467.5香港ドル)を計上している。

(2) 意 見

出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

1 監査の対象

流域下水道事業及び流域下水汚泥処理事業に係る維持管理を行うとともに、公共下水道の整備の促進、下水道に関する知識の普及等並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ることにより、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とするこの公社に対し、基本財産155,000,000円のうち77,500,000円を県が出えんし、平成18年度において公の施設である武庫川流域下水道等の管理委託料として9,031,106,325円を支出しているため、この公社の出納その他の事務について監査を実施した。

2 監査の結果

(1) 平成18年度決算

正味財産増減計算書

区 分	科 目	金 額
一般正味財産 増減の部	経常収益 ㉑	9,694,323,988円
	経常費用 ㉒	9,837,754,304
	当期経常増減額 ㉓(㉑ - ㉒)	143,430,316
	経常外費用 ㉔	303,180
	当期経常外増減額 ㉕(- ㉔)	303,180
	当期一般正味財産増減額 ㉖(㉓ + ㉕)	143,733,496
	一般正味財産期首残高 ㉗	370,749,890
一般正味財産期末残高 ㉘(㉗ + ㉖)	227,016,394	
指定正味財産 増減の部	指定正味財産期首残高 ㉙	155,000,000
	指定正味財産期末残高 ㉚(㉙)	155,000,000
正味財産	期末残高 ㉛(㉘ + ㉚)	382,016,394

貸借対照表

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,730,028,202円	流動負債	1,536,466,048円
固定資産	280,447,766	固定負債	91,993,526
		指定正味財産	155,000,000
		一般正味財産	227,016,394
		(うち当期一般正味財産増減額)	( 143,733,496)
合 計	2,010,475,968	合 計	2,010,475,968

(注) 固定資産から控除した減価償却累計額 20,618,568円

(2) 意 見

経理事務について

ア 消耗什器備品費が、1件、155,331円過大計上となっていた。

イ 未払金が、1件、185,488円過少計上となっていた。

事務処理に当たり配意されたい。

1 監査の対象

国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」を記念し、「人と自然のコミュニケーション」の理念を世界に発信することにより、花と緑あふれるまちづくり、緑の地球環境の創造に寄与し、さらには世界的な交流の舞台である世界都市関西の形成に貢献することを目的とするこの協会に対し、基本財産100,000,000円のうち、55,000,000円を県が出えんし、平成18年度において次のとおり財政的援助等を行っているので、この協会の出納その他の事務について監査を実施した。

区 分	内 容	金 額
補 助 金	財団法人淡路花博記念事業協会運営費補助	88,462,000円
貸 付 金   長 期	オアシス館内装工事資金貸付金	(期首残高) 17,000,000円
公 の 施 設 の 管 理	淡路夢舞台公苑等指定管理料	869,137,000円

(注) 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、公の施設の指定管理者である当協会が施設の利用に係る料金を収入として収受し、管理経費に充当している。

2 監査の結果

(1) 平成18年度決算

正味財産増減計算書

区 分	科 目	金 額
一 般 正 味 財 産 増 減 の 部	経 常 収 益 ①	1,978,071,448円
	経 常 費 用 ②	1,876,524,818
	当 期 経 常 増 減 額 ③(① - ②)	101,546,630
	経 常 外 収 益 ④	876,376
	経 常 外 費 用 ⑤	2,900,000,000
	当 期 経 常 外 増 減 額 ⑥(④ - ⑤)	2,899,123,624
	当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額 ⑦(③ + ⑥)	2,797,576,994
	一 般 正 味 財 産 期 首 残 高 ⑧	3,341,999,210
	一 般 正 味 財 産 期 末 残 高 ⑨(⑦ + ⑧)	544,422,216
指 定 正 味 財 産 増 減 の 部	指 定 正 味 財 産 期 首 残 高 ⑩	100,000,000
	指 定 正 味 財 産 期 末 残 高 ⑪(⑩)	100,000,000
正 味 財 産 期 末 残 高 ⑩ +		644,422,216

(注) 経常収益に県補助金88,462,000円、県の公の施設の指定管理料869,137,000円及び利用料金122,807,332円を含む。

貸借対照表

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	656,950,234円	流 動 負 債	632,576,076円
固 定 資 産	677,776,348	固 定 負 債	57,728,290
		指 定 正 味 財 産	100,000,000
		一 般 正 味 財 産	544,422,216
		(うち当期一般正味財産増減額)	( 2,797,576,994)
合 計	1,334,726,582	合 計	1,334,726,582

(注) 1 正味財産増減計算書及び貸借対照表とも一般会計及び特別会計(ハイウェイオアシス事業、淡路夢舞台)を合算したものである。

2 固定資産から控除した減価償却累計額 87,024,302円

(2) 意 見

ア 決算事務について

事業安定資金引当預金に計上した284,895,000円のうち、110,000,000円が平成19年3月31日までに積み立てられていなかった。

事務処理に当たり配意されたい。

イ 経理事務について

債権者を誤って支払い、返納されていない工事請負代金が、1件、609,000円ある。

事務処理に当たり注意するとともに誤払金の回収に配意されたい。